

天童市低炭素建築物新築等計画の認定等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「法」という。）第54条の規定により市長が行う低炭素建築物新築等計画の認定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 認定基準 法第54条第1項各号に掲げる基準をいう。

(2) 審査機関 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項の登録住宅性能評価機関及びエネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）第76条第1項の登録建築物調査機関をいう。

(審査機関の技術的審査)

第3条 法第53条第1項又は法第55条第1項の規定による認定の申請（以下「申請」という。）をしようとする者は、当該申請を行う前に、審査機関による技術的審査を受け、法第54条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画（以下「低炭素建築物新築等計画」という。）に係る技術的審査適合証（以下「適合証」という。）の交付を受けなければならない。

2 前項に定める適合証は、認定基準に適合することを証したものであることとする。

(添付図書)

第4条 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（国土交通省令第86号。以下「省令」という。）第41条第1項の所管行政庁が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。

(1) 適合証

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

(申請の取下げ)

第5条 申請の取下げをしようとする者は、取下届（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 取下届の提出部数は、正本及び副本各1通とする。

(認定しない旨の通知)

第6条 市長は、申請に係る計画が認定基準に適合しないときは、認定しない旨の通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(建築等の取りやめ)

第7条 法第54条第1項の認定を受けた者（以下「認定建築主」という。）は、

低炭素建築物新築等計画に基づく低炭素化のための建築物の新築等（以下「低炭素建築物の新築等」という。）を取りやめようとするときは、取りやめ届（様式第3号）に、認定通知書を添えて市長に提出しなければならない。

2 取りやめ届の提出部数は、正本及び副本各1通とする。

（完了の報告等）

第8条 認定建築主は、低炭素建築物の新築等の建築工事が完了したときは、法第56条に規定する認定低炭素建築物新築等計画（以下「認定低炭素建築物新築等計画」という。）に基づく工事が行われたことについて、建築士による確認を受けた後に速やかに工事完了報告書（様式第4号）に、次に掲げる図書を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 認定低炭素建築物新築等計画に基づき工事が行われたことが確認できる図書（工事監理報告書等）

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

2 認定建築主は、法第56条の規定により市長から報告を求められたときは、認定低炭素建築物状況報告書（様式第5号）に必要な図書を添えて、市長に提出しなければならない。

（建築物等の譲渡の届出）

第9条 認定建築主は、認定低炭素建築物新築等計画に係る建築物を他人に譲渡したとき又は当該建築物の名義を変更したときは、認定対象建築物等譲渡（名義変更）届（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（審査の委託）

第10条 市長は、申請があった場合は、第3条に規定する審査機関による技術的審査を受けたときを除き、認定に係る審査の一部を審査機関に委託することができる。

（改善命令）

第11条 法第57条の規定による改善命令は、改善命令書（様式第7号）により行うものとする。

（認定の取消し）

第12条 法第58条の規定による認定の取消しは、認定取消通知書（様式第8号）により行うものとする。

（委任）

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。